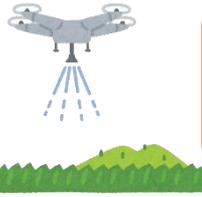


令和7年度補正予算「スマート農業推進事業費補助金」のご紹介



省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上を図るため、スマート農業等の先進技術を活かした機器類の整備を支援し、物価高騰の影響低減を目指します



事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業協同組合 ② 農業者等が組織する団体（3者以上） ③ 農業法人 ④ その他知事が適当と認める団体等 <p>（いずれも山梨県内に代表者が居住または事務所が所在）</p>
補助率	2/3以内（補助金額：上限5,000千円～下限1,000千円）
補助対象経費	<p>スマート農業等の<u>先進技術</u>を活かし、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上に資する機器類の整備に係る経費</p> <p>ただし、価格は1機器あたり50千円以上（税別）</p>
対象となる <u>先進技術</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産省「農業新技術 製品・サービス集」「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器類や「スマート農業実証プロジェクト」「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」で実用性が検証されている機器類 ② やまなし次世代農業チャレンジ事業、やまなしスマート農業実装事業にて整備され、有効性が認められる機器類 ③ その他、スマート農業技術等の先進技術を実装し、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上に資する機器類 <p>（いずれも製品化され、一般に販売されている機器類に限定）</p>
事業の目標値など	3年後における年間の生産コストの削減率：10%以上
申請期間	令和8年4月20日（月）17時まで
申請に必要な書類	補助対象機器類のカタログや仕様書、見積書（2者以上）、定款や規約など事業実施主体の概要が分かるもの など
申請先・問合せ先	地域を管轄する各農務事務所（中北、峡東、峡南、富士・東部）
その他	補助対象機器類の整備による生産額の向上の算出など、申請には諸々の条件や事項があります。詳しくは各農務事務所までお尋ねください